

<参考資料>

- ◆ 令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画..... 93
- ◆ 市勢と廃棄物事業のあゆみ 118
- ◆ 環境部の組織..... 128

◆ 令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年度市川市一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 3 月 3 1 日告示

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する事項を定めるものです。

2 計画区域

市川市全域

3 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

Ⅱ ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

区 分			主な品目	排出量（t）※1		
				家庭系	事業系	計
1	燃やすごみ		生ごみ、紙くず、容器包装以外のプラスチック類など	71,150	32,190	103,340
2	燃やさないごみ		金属類、ガラス類、陶磁器類など	3,630	390	4,020
3	大型ごみ		寝具、家具、自転車、じゅうたんなど	3,990	180	4,170
4	有害ごみ		乾電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計など	50	-	50
5	小型充電式電池類		リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、モバイルバッテリーなど	30	-	30
6	資源物	ビン	飲料、調味料、化粧品等の空きビン	2,270	-	2,270
7		カン	飲料、缶詰等の空きカン	1,120	-	1,120
8		新聞	新聞紙、折り込みチラシ	610	-	610
9		雑誌	週刊誌、単行本、書籍、雑がみなど	2,940	-	2,940
10		ダンボール	ダンボール	4,510	-	4,510
11		紙パック	牛乳・ジュースの紙パック（アルミ付き紙パックを除く）	85	-	85
12		布類	古着、タオルなど	570	-	570
13		プラスチック製容器包装類	ペットボトル、プラスチックボトル類、ポリ袋など	6,310	-	6,310
14		小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、小型ゲーム機など	10	-	10
15		剪定枝	剪定枝	120	-	120
小 計				97,395	32,760	130,155
集団資源回収物			ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類	3,390	-	3,390
合 計				100,785	32,760	133,545
小動物死体				3,300体		

※1 この表における年間排出量の見込みは、次のものを対象とする。

- ・市が収集運搬主体となり収集運搬する一般廃棄物（不法投棄等に伴い回収するものを含む）
- ・排出者が自ら市川市クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市川市クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物
- ・自治（町）会・子ども会・PTA等による集団資源回収物

2 発生抑制・排出抑制プラン

(1) 家庭廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみ減量の普及・啓発	3R推進月間である10月にイベント等を開催することで、市民が3Rについて理解する機会の提供や認知度向上を図るとともに、年間を通じて市民に対し、資源物とごみの分別や排出ルールを積極的に周知していく。 また、燃やすごみの減量・資源化を促進させるため、雑がみやプラスチック製容器包装類などの分け方・出し方を市民にPRしていく。
ごみ減量化・資源化協力店制度の活用	ごみ減量化・資源化協力店制度を活用し、簡易包装の促進、使い捨て容器の使用自粛、リサイクル製品の販売、資源物の店頭回収、食品ロスの削減等を促進する。 また、市民に対して、ごみ減量化・資源化協力店の取組みに積極的に協力するようPRしていく。
食品ロスの削減	生ごみを減らすために食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ごみの「水きり」を市民にPRしていくとともに、イベント等や市内ファミリーマート9店舗でフードドライブを開催し、家庭で使われずに余っている未使用・未開封の食品を回収する。あわせて、令和元年度に小学生を対象に行った給食を残さず食べる取り組みを活かし、食品ロスを削減していく。 さらに、家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、生ごみ堆肥化・減容化容器の購入世帯に対して、購入費用の一部を補助する。
プラスチックごみの減量	令和2年7月に開始された「レジ袋有料化」義務化を受け、マイバッグ運動をさらに促進するとともにマイボトル利用の呼びかけ等により、ワンウェイプラスチックの使用量を削減していく。 また、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されたことから、更なるプラスチックごみの減量施策を検討していく。
リユースの促進	民間のリユースショップに関する情報や市民のリユース行動につながる情報を発信する。
大型ごみの有料収集	住民サービスの負担の公平性を確保するとともに、不用品の再利用等を促進するため、大型ごみの有料収集を実施する。

(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみの減量・資源化の啓発	排出事業所に対して、ごみの減量・資源化に取り組むよう啓発する。 一般廃棄物収集運搬許可業者に対しても、取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう啓発する。 また、市民や事業者によって率先して、ごみ減量・資源化に向けた行動を市役所が実践するとともに、資源化の方法やリサイクル施設等に関する情報を提供する。
事業用大規模建築物所有者への指導・啓発	事業用大規模建築物（大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗及び延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物）の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの発生抑制と資源化について指導・啓発する。

3 収集運搬プラン

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分			収集運搬主体	収集回数	収集運搬量（t）		
家庭系一般廃棄物	ごみ集積所収集他	燃やすごみ	市（直営）	通常収集 週 2 回 臨時収集※ ¹ 週 1 回	220	71,150	
			市（委託）		69,930		
			排出者（直接搬入）		1,000		
		燃やさないごみ	市（直営）	週 1 回※ ²	45	3,630	
			市（委託）		3,185		
			排出者（直接搬入）		400		
		大型ごみ	市（直営）	必要の都度※ ³ （戸別収集）	120	3,990	
			市（委託）		2,070		
			排出者（直接搬入）		1,800		
		有害ごみ	市（直営）	週 1 回※ ²	5	50	
			市（委託）		45		
		小型充電式電池類	市（委託）	週 1 回※ ²	30		
		資源物	ビン	市（委託）	週 1 回※ ²	2,270	
			カン	市（委託）		1,120	
			新聞	市（委託）	週 1 回	610	
			雑誌	市（委託）		2,940	
			ダンボール	市（委託）		4,510	
			紙パック	市（委託）		80	
			布類	市（委託）		570	
	プラスチック 製容器包装類		市（直営）	週 1 回		10	6,260
			市（委託）			6,250	
	剪定枝		市（委託）	週 1 回※ ²	120		

	拠点 回収	資源 物	紙パック	市（直営）	原則 週 1 回	5
			ペットボトル	市（直営）		50
			小型家電	市（直営）		10
	小 計					97, 395
事業系一 般廃棄物	燃やすごみ		排出者(直接搬入) 又は 許可業者	必要の都度	32, 190	
	燃やさないごみ				390	
	大型ごみ				180	
	小 計					32, 760
合 計						130, 155
小動物死体			市（直営）又は 排出者(直接搬入)	必要の都度	3, 300体	

- ※ 1 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、通常の収集 2 回に加え、臨時収集 1 回を実施する。
- ※ 2 燃やさないごみ、有害ごみ、小型充電式電池類、ビン、カン及び剪定枝は、同一の収集日に同一車両で収集する。
- ※ 3 市内に親族等がないため、大型ごみを屋外まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障がい者を対象に、大型ごみを屋内から持ち出すサポート収集を実施する。

（２）家庭廃棄物

ア 収集運搬方法

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分等により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入する。なお、資源物として収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡す。

イ 指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するために、家庭廃棄物のうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック製容器包装類の排出については、指定袋制を継続する。

ウ 排出方法

（ア）ごみ集積所収集他

排出者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、家庭廃棄物を集積しておく所定の場所（以下「ごみ集積所」という。）及び市が指示する場所に家庭廃棄物を排出するときは、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守すること。

a 燃やすごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前 8 時までにごみ集積所へ搬出する。

b 燃やさないごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前 8 時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・割れたガラスや包丁の刃などの鋭利なものは、新聞紙等で包み「危険」と表示する。

- c 大型ごみ
 - ・電話やインターネット申込みにより、市の指示に従い市が発行した処理券や、受付番号が記載された紙等を貼付するなどして、指定日の午前8時までに屋外へ搬出する。（1回につき5点まで排出可、サポート収集の場合は屋外への搬出不要）
 - d 有害ごみ
 - ・透明または中身が見える半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - e ビン
 - ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - f カン
 - ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - g 新聞
 - ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。（折込みチラシの混入可）
 - h 雑誌
 - ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - ・包装紙、紙箱等の雑がみは、雑誌の間に挟む、若しくは紙袋に入れるか雑がみだけをひもで十文字に束ねて搬出する。
 - i ダンボール
 - ・平らにたたんでからひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - j 紙パック
 - ・中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - k 布類
 - ・洗濯をして、透明又は半透明の袋に入れて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - l プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）
 - ・中身を残さないで汚れを取ってから市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - ・ペットボトルは、キャップとラベルを外し、中を軽くすすいで軽くつぶしてからプラスチック製容器包装と一緒に袋に入れて排出する。
 - m 剪定枝
 - ・長さ50 cm以下に切り、直径30 cm以下にひもで束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
 - n 小型充電式電池類
 - ・ビニールテープ等を金属端子部に貼り、電流が流れないよう絶縁処理をしてから、透明若しくは半透明の袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所に排出する。
- (イ) 拠点回収
- 排出者は、紙パック、ペットボトル及び小型家電（市が指定する対象品目に限る）を公民館等の公共施設の回収拠点に直接持参する。
- (ウ) 直接搬入
- 排出者が、市川市クリーンセンターへ直接搬入する場合は、市川市クリーンセンター受

入基準（別表3）を遵守すること。

※年度中に事前予約制を導入予定。

エ 高齢者等世帯ごみ出し支援

令和2年6月から実施している、自らごみ集積所にごみを出すことが困難である高齢者や障がい者等のごみ出しを支援する高齢者等世帯ごみ出し支援を継続する。

オ 排出禁止物

次に掲げるものは、市の指定するごみ集積所及び指示する場所に排出できない。

- (ア) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物（別表3に記載）
- (イ) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物（別表3に記載）
- (ウ) 引越し等により一時的に多量に発生する一般廃棄物
- (エ) その他家庭廃棄物の収集運搬・処理に著しい支障が生ずるもの

カ 排出禁止物の処理に係る市長の指示

品 目	市長の指示
(ア) 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に依頼してメーカーが指定した引取場所へ搬入する。
パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン）	排出者は、パソコンメーカー又は自ら輸入したものを販売する事業者へ回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する。 ただし、小型家電回収ボックスに投入可能なノートブック型パソコンについては、同ボックスへの投入による排出も可能なものとする。
自動二輪車（原動機付自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。
(イ) プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く。）	排出者は、一般社団法人千葉県LPガス協会市川支部又はプロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づき、販売店（特定窓口）等に引取りを依頼する。
ガソリン、灯油、オイル	排出者は、ガソリンスタンド等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール、シート、フレーム等）	排出者は、ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）、	排出者は、購入した店又はメーカー等に引取

	農薬などの薬品	りを依頼する。
(ウ)	引越し等により一時的に多量に発生する廃棄物	その処分を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、排出者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を依頼する。ただし、いずれの場合も同センター受入基準（別表3）に従う。
(エ)	その他の排出禁止物	排出者が自ら処理するか、専門業者に相談するか、又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理する。

キ 在宅医療廃棄物

医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物（在宅医療廃棄物）については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー確保の観点から、次の方法により排出する。

在宅医療廃棄物の種類		排出方法等
(ア)	注射器及び注射針等の鋭利なもの	提供を受けた医療機関又は薬局へ返却する。
	感染性の危険が高いと判断されるもの	
	使い残して不用となった医薬品類	
(イ)	針の付いていないチューブ類、カテーテル類	汚物はトイレに流した上で、液漏れしないよう措置を行い、一旦ポリ袋か紙袋に入れてから燃やすごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やすごみとして排出)
	腹膜透析（CAPD）バッグ、点滴バッグ、プラスチック製ボトル類	
	ストーマ袋、導尿バッグ	
(ウ)	薬の容器（金属製）、点滴ボトル（ガラス製）	中身を残さないで、燃やさないごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やさないごみとして排出)
(エ)	飲み薬の容器（ガラス製）	中身を残さないで、ビン用の指定袋、又は透明若しくは半透明の袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (ビンとして排出)

(3) 事業系一般廃棄物

ア 処理方法

事業系一般廃棄物※¹（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、市では収集運搬を行わない。事業者は自らの責任において下記の方法で適正に処理しなければならない。

(ア) 事業者が自ら処理する。

(イ) 市川市クリーンセンターでの処分：事業者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を委託する。

(ウ) 一般廃棄物処分業者への処分の委託：事業者が自ら委託先まで運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に委託して運搬する。

- ※1 従業員等の個人消費に伴って排出されるビン、カン、ペットボトル、弁当ガラ等のプラスチック製包装容器については、事業活動に伴って生じた産業廃棄物として扱わない。また、家庭廃棄物ではないため、ごみ集積所に排出することはできない。処理方法は、事業系一般廃棄物の処理方法を準用すること。

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第24条ただし書の要件^{※2}を満たす事業者については、家庭廃棄物の収集運搬及び排出方法を準用することができる。

- ※2 条例第24条ただし書の要件（条例施行規則第5条の2）

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている事務所、店舗等（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）において事業を営んでいること。
- (2) 前号に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の1日当たりの量が、おおむね5キログラム以下であること。

イ 資源物の取扱い

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物（紙類、布類、ビン、カン、ペットボトル^{※3}、食品循環資源、剪定枝等）については、それぞれの品目ごとに分別したうえで、事業者自ら運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）等に収集運搬を委託することにより、資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設へ搬入し、資源化に努めること。

なお、市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、資源化が可能なものについては、資源物専用置場への別降ろしを行い、資源化に努めること。

- ※3 ビン、カン、ペットボトルについては、従業員等の個人消費に伴って排出されるものに限る。

ウ 市川市クリーンセンター受入基準の遵守

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、市川市クリーンセンター受入基準（別表3）を遵守すること。また、クリーンセンターへ搬入したごみに対して展開検査を実施し、搬入不適物の混入を防止する。

エ 適正排出の確保

事業系一般廃棄物の一部については、ルールに違反してごみ集積所に排出している実態があることから、事業系一般廃棄物の適正処理方法に関して、排出事業者への広報・啓発などを行い、適正排出を確保する。

（4）小動物死体

ア 収集運搬及び排出方法

小動物死体は、電話申込みによって市に収集運搬を依頼するか、又は排出者が自ら市川市クリーンセンターへ搬入する。

（5）収集運搬業の許可方針

ごみの排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。ただし、ごみの減量、資源化を目的として収集運搬業を行う場合又は市川市クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を収集運搬する場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可をする。

4 適正処分プラン

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類		搬入 施設	処理 区分	処理 主体	処理量 (t)		処理方法等
燃やすごみ		市川市クリーンセンター	焼却 処理 ・ 熱回収	市 (直営)	103,330	市川市分 111,625 松戸市分 10,500 合計 122,125	焼却処理・熱回収する。 ※別途、処理前に選別し、 資源化するもの 燃やすごみから選別 紙類 10 t
松戸市分 ※ 可燃ごみ					10,500		
破碎処理後 可燃物					1,240		
小型充電式電池類 中間処理後残渣 (可燃系)					10		
ビン・カン 中間処理後残渣 (可燃系)					70		
プラ製容器包装類 中間処理後残渣 (可燃系)					1,530		
衛生処理場 脱水汚泥					2,050		
大型 ごみ	可燃系				3,395		
	不燃系						
燃やさないごみ					220		
小型充電式電池類 中間処理後残渣 (不燃系)		破碎 処理 (4種 選別)	市 (直営)	市 (直営)	3,970	4,470	破碎処理し、4種類(鉄・アル ミ・可燃物・埋立物)に選別後、 鉄・アルミは資源化し、可燃物 は焼却処理・熱回収する。 ※別途、処理前に選別し、 資源化するもの 大型ごみから選別 破碎前金属 420 t 破碎不適物(廃タイヤ等) 10 t 家電4品目 5 t マットレス 120 t
ビン・カン 中間処理後残渣 (不燃系)					10		
プラ製容器包装類 中間処理後残渣 (不燃系)					260		
燃やさないごみから選別 電気コード類 10 t ビン類 40 t					10		

有害ごみ	クリーンセンター 市川市	資源化	市 (委託)	50	クリーンセンターで一時保管後、専門業者で処理し、水銀等を回収する。
小型充電式電池類		資源化	市 (委託)	30	クリーンセンターで手選別及び一時保管後、専門業者へ配送し、金属資源等を回収する。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理する。
ビン	㈱市川環境エンジニアリング 原木事業所	資源化	市 (委託)	2, 270	手選別により生きビンと色別(無色・茶・黒・緑)に選別し、生きビン以外はカレット化して資源化する。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理する。
カン		資源化	市 (委託)	1, 120	磁力選別等によりスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮加工して資源化する。異物等の残渣は、クリーンセンターへ搬入して処理する。
プラスチック製 容器包装類 (ペットボトルを含む)	市川リサイクル事業所 日鉄物流㈱	資源化	市 (委託)	6, 310	ペットボトルとその他プラスチック製容器包装に選別後、減容・梱包を行い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき再商品化事業者へ引き渡す。 異物等の残渣はクリーンセンターへ搬入して処理する。
剪定枝	㈱グリーンアース 千葉キャピタル バイオマスセンター (千葉県千葉市)	資源化	市 (委託)	120	民間処理施設で一定量になるまで分別・積替したうえで資源化施設へ搬出しチップ化等により資源化する。
破碎残渣	エコシステム 秋田㈱ (秋田県大館市)	焼却 処理	市 (委託)	1, 000	クリーンセンターから排出された破碎残渣の一部を焼却処理する。

※ 松戸市で発生する家庭系一般廃棄物(可燃ごみ)の一部を焼却処理する。

※ 紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡す。

※ 処理量は処理施設への搬入量ベースの値。

- ※ 従業員等の個人消費に伴って排出されたビン、カン、ペットボトル及び食品循環資源等は、市長が許可した一般廃棄物処分業者等により資源化処理する。
- ※ 破碎不適物（廃タイヤ等）及び家電4品目（家電リサイクル法対象機器）は不法投棄された廃棄物を回収したもの。
- ※ 小動物死体は市川市クリーンセンター内の動物専用焼却施設にて火葬する。

（２）最終処分方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理区分	処理主体	搬出先	処理量（t）		処理方法等
焼却残渣※ ¹	最終処分	市（委託）	グリーンフィル小坂㈱（秋田県小坂町）	4,100	※ ⁴ 8,400	最終処分場で埋立処分する。
			ジークライト㈱（山形県米沢市）	4,300		
	資源化	市（委託）	ツネイシカムテックス㈱（埼玉県寄居町）	2,300	※ ⁵ 6,600	焼却処理し、路盤材などに再生利用する。
			新日本電工㈱（茨城県鹿嶋市）	1,500		溶融固化し、路盤材などに再生利用する。
			メルテックいわき㈱（福島県いわき市）	300※ ⁶		溶融固化し、路盤材などに再生利用します。
			住友大阪セメント㈱（高知県須崎市） （栃木県佐野市）	2,500		セメント原料化し、セメントに再生利用する。
破碎残渣※ ¹	最終処分	市（委託）	㈱キヨスミ産研（山形県東村山郡中山町）	600	1,400	最終処分場で埋立処分する。
			グリーンフィル小坂㈱（秋田県小坂町）	800※ ²		
※ ¹ ※ ³ 反応生成物	資源化	市（委託）	㈲築館クリーンセンター（宮城県栗原市）	2,320	2,560	造粒固化し、路盤材などに再生利用する。
			三重中央開発㈱（三重県伊賀市）	240		焼成処理し、路盤材などに再生利用する。

- ※¹ 焼却残渣等の廃棄物はいずれも市川市クリーンセンターから排出するもの。
- ※² 民間処理施設で焼却処理を経た破碎残渣。
- ※³ ごみ焼却によって発生する排出ガス中の塩化水素等を吸着除去した廃生石灰。
- ※⁴ 焼却残渣の最終処分量8,400tのうち、市川市相当分 7,694 t 松戸市相当分 706t
- ※⁵ 焼却残渣の資源化量6,600tのうち、市川市相当分 6,045 t 松戸市相当分 555t
- ※⁶ 300tのうち、100tはメルテック㈱横須賀事業所にて洗浄処理をした後、メルテックいわき㈱にて溶融固化する。

（３）処分業の許可方針

現行の処理体制での処理を基本とするため、原則として新規の処分業の許可はしない。ただし、ごみの減量、資源化を目的とする場合又は市川市クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を処理する場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可する。

5 循環的利用プラン

(1) 循環的利用促進のための資源回収品目等 ※1

区 分		資源回収品目等		引渡先等	資源回収量 又は引渡量(t)		
直接資源化		新聞		資源回収業者（売却）	610	8,715	
		雑誌			2,940		
		ダンボール			4,510		
		紙パック			85		
		布類			570		
施設処理等に伴う資源回収	ビン・カン 中間処理施設	ビン	生きビン	資源回収業者（売却等）	100	2,050	
			無色のビン	容器包装リサイクル法 再商品化事業者	870		
			茶色のビン		540		
			その他の色のビン		540		
		カン	アルミ缶	資源回収業者（売却）	730	1,010	
			スチール缶		280		
	プラスチック 製容器包装類 中間処理施設	ペットボトル		容器包装リサイクル法 再商品化事業者	970		
		その他プラスチック製容器包装			3,800		
	剪定枝 分別・積替施設		剪定枝		再資源化事業者（委託）	120	
	市川市 クリーン センター等	鉄、アルミ		資源回収業者（売却）	1,630		
		破砕前金属		資源回収業者（売却）	420		
		小型家電		市川市清掃業協同組合	10		
		電気コード類		資源回収業者（売却）	10		
		紙類		資源回収業者（売却）	10		
		ビン類		再資源化事業者（委託）	40		
		破砕不適物（廃タイヤ等）		再資源化事業者（委託）	10		
		マットレス		再資源化事業者（委託）	120		
		乾電池、蛍光灯等		再資源化事業者（委託）	50		
		家電4品目		メーカー指定引取場所	5		
小型充電式電池類		メーカー指定引取場所	10				
集団資源回収		ビン		資源回収業者	710	3,390	
		カン			290		
		新聞			820		
		雑誌			730		
		ダンボール			765		
		紙パック			5		
		布類			70		

※1 この他に焼却残渣の一部及び反応生成物（廃生石灰）を民間処理施設において路盤材等に再生利用する。

(2) 集団資源回収事業

自治（町）会、子ども会、PTA等、市民による自主的な資源回収活動を促進するため、資源回収業者に関する情報提供、回収容器の貸し出し、奨励金の交付等の支援を行う。

(3) 余熱利用施設整備・運営事業

市川市クリーンセンターにおける熱回収によって得た電力及び余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設を指定管理者により運営している。

この施設は平成 15 年 11 月より「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）に基づき、施設の設計から建設・運営までを民間事業者が行う BOT 方式で実施しており、令和 4 年 8 月末にその事業期間が終了し、施設等は本市へ譲渡された。

PFI 事業契約終了後は、指定管理者制度により民間事業者が有するノウハウを活用し、市民ニーズに沿ったサービス提供を継続していく。

【施設概要】

施設名称	クリーンスパ市川
所在地	市川市上妙典1554番地
敷地面積	6, 4 6 1 m ²
施設規模	4, 6 1 1 . 9 6 m ² （鉄骨造 2 階建て）
事業者	市川ウエルネスサポーターズ 代表者 セントラルスポーツ株式会社
施設内容	○プールゾーン 25mプール 8 コース、多機能プール、子供プール ○風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 ○休憩ゾーン 大広間、集会室、飲食施設 ○その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
供用開始	平成 19 年 9 月

6 市民参加・情報共有プラン

主な事業名	事業概要
市川市廃棄物減量等推進審議会の開催	一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施策などを審議する市川市廃棄物減量等推進審議会を開催し、各方面からの幅広い視点による意見を求める。 (審議会の委員構成：市議会議員、学識経験者、市民の代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者など 15 名)
じゅんかんパートナー制度の活用	5 R の取組みの普及やごみ集積所の清潔保持等を推進するため、地域リーダーの役割を担う市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）の活動を通じて、地域コミュニティ単位での循環型社会の形成を促進する。
清掃行政協力者表彰の実施	資源回収活動及び地域清掃等の実施により、ごみの減量・資源化や地域の環境美化に継続して貢献した自治（町）会、こども会、PTA、事業者等の団体及び個人に対し、清掃行政への協力者として表彰する。
広報いちかわによる情報発信	市民の 5 R 意識の向上や市民によるごみ減量・資源化の取組みを促進するため、本市の清掃行政の取組みや分別の実施状況の検証等についての特集記事やごみ減量・資源化に役立つ情報を「広報いちかわ」に掲載する。
市公式 web ページによる情報発信	ごみとリサイクルに関する施策や情報等を市公式 web ページで分かりやすく提供するとともに、内容の充実を図る。
じゅんかんニュースの発行	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの内容やごみ・5 R 関連のホットニュースをまとめた「じゅんかんニュース」を年数回発行し、自治（町）会経由で回覧する。
スマートフォンアプリの配信	資源物とごみの分別方法やごみの収集日に関する情報を市民に分かりやすく提供し、ごみの排出に関する市民の利便性を向上することを目的に、スマートフォンアプリで情報発信する。
市川市じゅんかん白書の作成・公開	令和 5 年度における一般廃棄物処理、資源化の実績等をまとめ、いちかわじゅんかんプラン 21 の進捗状況やごみ処理の現状を広く公表する。
資源物とごみの分別ガイドブック等の配布	家庭から出る資源物とごみの分け方・出し方等をまとめた「資源物とごみの分別ガイドブック」や「資源物とごみの分け方・出し方」を市外からの転入世帯を中心に配布するとともに、公共施設に配架する。
施設見学会の開催	ごみ処理の実態を身近に体験することを通じて、ごみの減量や分別の必要性についての市民の理解を促進していくため、市川市クリーンセンターやリサイクル施設の見学会を、感染症等を考慮した上で開催する。
説明会等の開催	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの普及を図るため、自治（町）会や各種団体に出向き、ごみの出し方やごみ処理の現状等について説明を行うほか、児童や園児を対象とした教室も行う。

7 処理施設に関する事項

(1) 処理施設の概要

ア 各処理施設

(ア) 燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみの中間処理施設

施設名		市川市クリーンセンター
所在地		市川市田尻 1003 番地
稼働開始年月		平成 6 年 4 月
焼却処理 施設	処理形式	全連続燃焼式ストーカ炉
	処理能力	600 t / 24 h (200 t / 24h × 3 炉)
破碎処理 施設	処理形式	衝撃せん断併用回転式(横型)
	処理能力	75 t / 5 h
	選別種類	4 種選別【鉄(資源化)・アルミ(資源化)、可燃物(焼却処理)、鉄・アルミを除く不燃物(最終処分)】

(イ) ビン・カンの中間処理施設

施設名	(株)市川環境エンジニアリング 原木事業所
所在地	市川市原木 3009 番地
取扱廃棄物	ビン、カン
内 容	中間処理(選別・圧縮)
処理能力	139.0 t / 日 (ビンの選別 109.8 t / 日) (カンの選別・圧縮 29.2 t / 日)

(ウ) プラスチック製容器包装類の中間処理施設

施設名	日鉄物流(株) 市川リサイクル事業所
所在地	市川市上妙典 1618 番地 1
取扱廃棄物	ペットボトル及びプラスチック類
内 容	中間処理(選別・減容・梱包)
処理能力	39.2 t / 日 (4.9 t / h × 8 h)

(エ) 焼却灰の中間処理施設

施設名	泉工業(株)市川リサイクルセンター
所在地	市川市二俣新町 22 番 1
取扱廃棄物	燃え殻、ばいじん
内 容	中間処理(選別・破碎)
処理能力	640 t / 日 (40 t / h × 16 h)

イ 市内の民間処理施設

(市及び他市区町村で処理・資源化ができない一般廃棄物の受入施設)

(7) 固形燃料（R P F）への資源化施設

施 設 名	(株)市川環境エンジニアリング 行徳工場
所 在 地	加藤新田 212 番地
取扱廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ
内 容	中間処理（破碎・選別・造粒）
処理能力	120 t／日（圧縮固形）

(イ) 廃家電リサイクル施設

施 設 名	(株)ハイパーサイクルシステムズ 本社工場
所 在 地	東浜 1 丁目 2 番地 4
取扱廃棄物	廃家電製品
内 容	中間処理（破碎）
処理能力	760 t／日

(ウ) 食品残渣リサイクル施設

施 設 名	(株)農業技術マーケティング 行徳飼料工場
所 在 地	本行徳 2554 番 63
取扱廃棄物	食品残渣
内 容	中間処理（破碎・乾燥・発酵）
処理能力	85 t／日

(エ) 産褥汚物等処理施設

施 設 名	(有)市川胞衣社
所 在 地	本行徳 1338 番地
取扱廃棄物	胞衣、産褥汚物、生理用汚物、動物の死体
内 容	中間処理（焼却）
処理能力	0.8 t／日

(オ) 木くず等チップ化施設

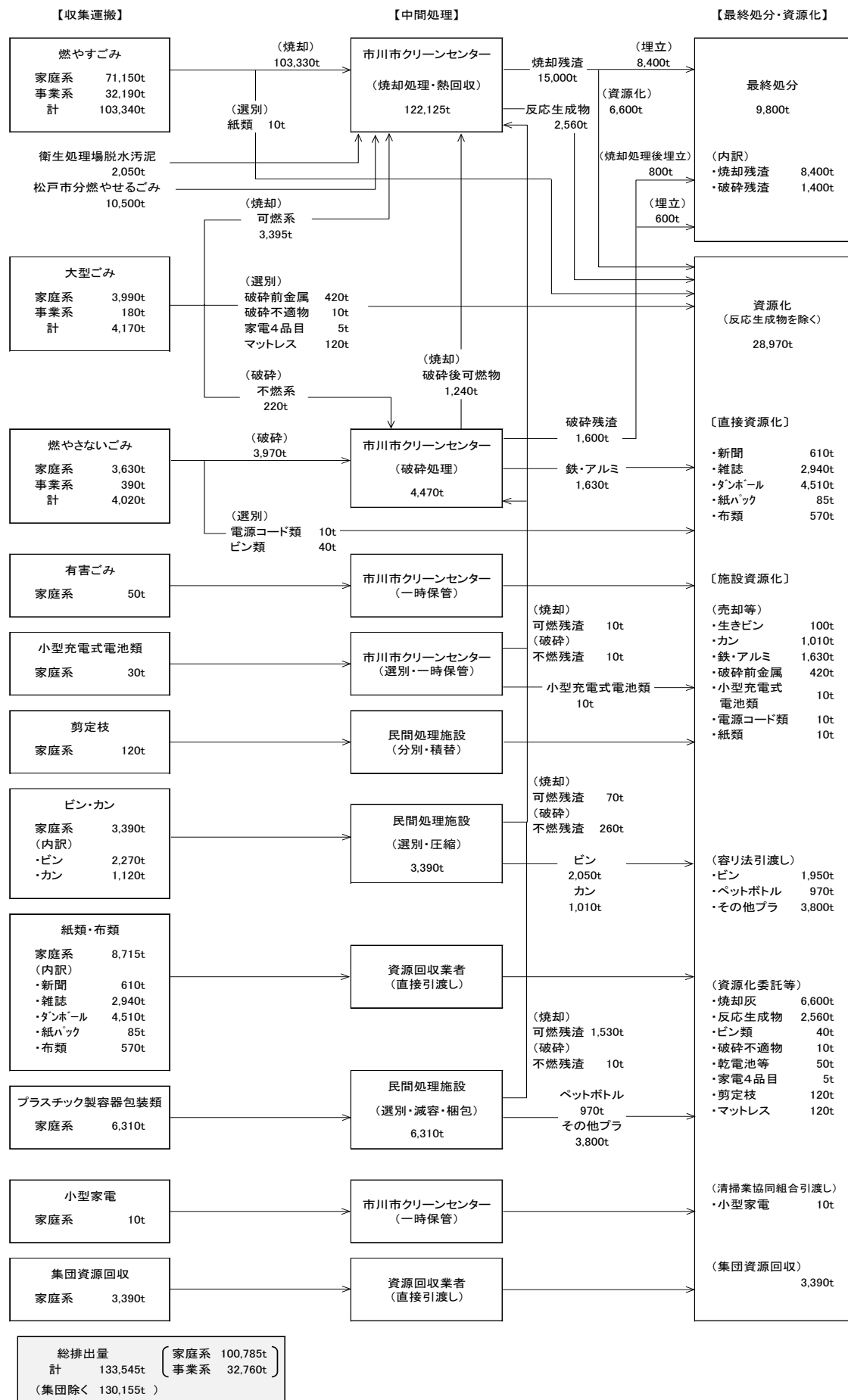
施 設 名	木材開発(株)
所 在 地	本行徳 2554 番 13
取扱廃棄物	木くず
内 容	中間処理（破碎）
処理能力	360 t／日

(2) 次期クリーンセンター整備事業

市川市クリーンセンターの老朽化に伴い、現クリーンセンターの隣地に新たな施設を整備する計画を策定し、環境影響評価などの手続きや各調査は終了している。建設事業費の高騰により平成 30 年 11 月に事業の延期を決定したが、令和 4 年度より次期クリーンセンターの整備事業を再開した。

現在、令和 12 年度の稼働開始を目指し、事業者選定業務を実施している。

8 ごみ処理フロー



Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分		収集運搬主体	収集頻度	収集量（kℓ）	
し尿	一般家庭等	市（委託）	定期又は 申込みの都度	1,700	2,540
	仮設トイレ等	許可業者	申込みの都度	840	
浄化槽汚泥		許可業者	浄化槽清掃 実施の都度	59,300	
合 計				61,840	

(2) 収集運搬方法等

- ア 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排出する。
- イ 一般家庭、店舗、事務所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市が委託した業者のバキューム車により定期的（月1回又は2回）に収集し、市川市衛生処理場へ搬入する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申込み制により市が委託した業者により収集する。
- ウ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表2）に収集運搬を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入すること。
- エ 浄化槽を管理している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）実施します。
- オ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表2）に収集を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入すること。
- カ 搬入禁止物
ディスポーザー（生ごみ粉碎機）汚泥のうち、浄化槽汚泥等の処理に著しい支障が生じるものは、市川市衛生処理場に搬入することができない。

(3) 収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥の、排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	処理量 (kℓ)	処理方法等
し尿 ・ 浄化槽汚泥	市(委託)	61,840	市川市衛生処理場において処理します。 なお、処理水は公共用水域(通称二俣川)へ放流します。

(2) 中間処理後の脱水汚泥の搬出先・運搬量の見込み等

廃棄物の種類	運搬主体	搬出先	運搬量 (t)
脱水汚泥 ※1	市(委託)	市川市クリーンセンター	2,050

※1 (1)の処理後の脱水汚泥

(3) 脱水汚泥の中間処理方法及び最終処分方法・処分量の見込み等

脱水汚泥は、市川市クリーンセンターで燃やすごみ等と混合して焼却処理・熱回収する。

なお、最終処分方法・処理量の見込み等については、Ⅱ ごみ処理実施計画 4 適正処分プラン(2)最終処分方法・処理量の見込み等を含む。

(4) 処分量の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥については、既存の処理体制での処理を基本とするため、原則として処分量の許可はしない。

3 処理施設に関する事項

(1) 処理施設の概要

施設名	市川市衛生処理場
所在地	市川市二俣新町15番地
稼動開始年月	平成12年4月
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着 汚泥処理：汚泥脱水機(遠心分離式＋横型加圧スクリュースプレ式)
処理能力	242kℓ/日

(2) 処理施設の運営について

衛生処理場は、老朽化等により、今後、設備機器の更新等の維持管理コストの増加が見込まれ、市の財政負担も大きくなっていることから、運転管理、保守維持管理、用役管理など施設全般を民間事業者が包括的に運営する長期責任包括運営委託を行う。

(委託期間：平成30年4月1日から令和8年3月31日までの8年間)

4 普及啓発等

（１）下水道接続の促進

公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金の貸付と私道下水道管渠敷設工事費の助成を行う。

（２）高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間（7年以上）見込まれない地域において、公共用水域の水質浄化に効果のある高度処理型合併処理浄化槽を普及するため、窒素やリンを除去する高度処理浄化槽（5～10人槽）の転換設置費（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの入替えて建築確認が伴わない転換設置）の一部を補助する。（令和7年度設置見込数：5基）

（３）普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、市川市公式Webサイトやパンフレット等による啓発を行う。

別表1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（ごみ）

【ごみ】

No.	業 者 名	所 在 地	引越しごみ	事業系ごみ
1	(有)市川企業	南大野3-5-20	—	○
2	(株)石井興業所	曾谷3-7-2	—	○
3	(株)光伸清運	曾谷6-30-2	○	○
4	大市産業(株)	大野町3-1696	○	○
5	(株)市川環境エンジニアリング	田尻2-11-25	○	○
6	(有)京昇産業	柏井町1-1263-7	○	○
7	(有)田島清掃	妙典1-9-12	○	○
8	(株)国分運輸	大野町1-56-3	○	○
9	(有)三穂興業	大野町2-595-4	○	○
10	(株)マツカゼ	曾谷1-31-24	○	○
11	(有)三橋サービス	大野町4-2846	○	○
12	(有)藤城清掃サービス	国分2-7-2	○	○
13	(有)伸興環境	須和田1-23-10	○	○
14	千葉建設(株)	押切20-3	○	○
15	(株)大進功業	八幡6-7-14	○	○
16	第一優美(有)	大和田5-15-17	○	○
17	(有)及川建材興業	大野町2-959	○	○
18	千葉ロードサービス(株)	南八幡3-7-3	○	○
19	(株)曾谷造園土木	曾谷3-9-5	○	○
20	立建建設(株)	大野町2-1849	○	○
21	日本サービス(株)	塩焼3-2-10-102	○	○
22	(株)建総	原木3-18-9	○	○
23	(株)JR 東日本環境アクセス	東京都台東区東上野3-4-12	事業所限定	
24	(有)鈴木商店	鎌ヶ谷市初富160-51	事業所限定	
25	京葉ロードメンテナンス(株)	東京都中央区新富1-5-5	高速道路施設限定	
26	(有)市川胞衣社	若宮3-30-13	胞衣等限定	
27	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-5-38	食品残渣限定	
28	千葉産業クリーン(株)	銚子市小浜町2950	事業所限定	
29	鐵光商事(株)	八幡3-23-14	木くず等・食品残渣限定	
30	千葉テクノサービス(株)	千葉市若葉区高根町1062-1	寝藁限定	
31	(株)清五郎運送	浦安市猫実3-16-9	浦安市分廃家電搬入限定	
32	(株)グリーンアース	堀之内3-21-1	木くず等限定	
33	(株)リテック	神奈川県横浜市都筑区池辺町1588	木くず等限定	
34	(公財)市川市清掃公社	二俣新町13-1	市事業限定	

別表 2 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥）

【し尿】

No.	業 者 名	所 在 地	備 考
1	(公財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1	

【浄化槽汚泥】

No.	業 者 名	所 在 地	備 考
1	(公財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1	
2	(株)矢切衛生社	松戸市下矢切 7 0 6	
3	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2 - 1 1 - 2 5	
4	(株)ヒット	東京都墨田区両国 4 - 1 9 - 2	
5	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎町 7 2 9	
6	京葉管理事業(株)	柏市大津が丘 1 - 4 6 - 8	
7	(株)建総	原木 3 - 1 8 - 9	
8	(株)市川衛生管理センター	曾谷 6 - 3 0 - 2	

別表3 市川市クリーンセンター受入基準

1 市川市クリーンセンターにおいて受入する一般廃棄物は次のとおりとする。

区 分	条 件
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。
燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	(2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。
大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	(3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計など)	(4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。
	(5) 資源物の選別に努め、ごみ搬入量を減らすこと。
	(6) 産業廃棄物を混入しないこと。

2 市川市クリーンセンターにおいて受入しない一般廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

	品 目
1	家電リサイクル法施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）
2	使用済パソコン（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン） ※プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバー等は対象外
3	廃自動二輪車（原動機付自転車を含む）

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

	廃棄物の種類
1	爆発の危険性のあるもの（プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く）、消火器、花火、火薬類等）
2	引火の危険性のあるもの（ガソリン、灯油、オイル等）
3	感染の危険性のあるもの（注射針等）
4	有害性物質を含むもの（薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等）
5	著しく悪臭を発するもの（糞尿、汚物等）
6	液状のもの（廃油、ペンキ等）
7	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの
8	自動車・自動二輪車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール、シート、フレーム等）
9	ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）
10	その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの

3 市川市クリーンセンターへの持込みの受入れ日時については次のとおりとする。

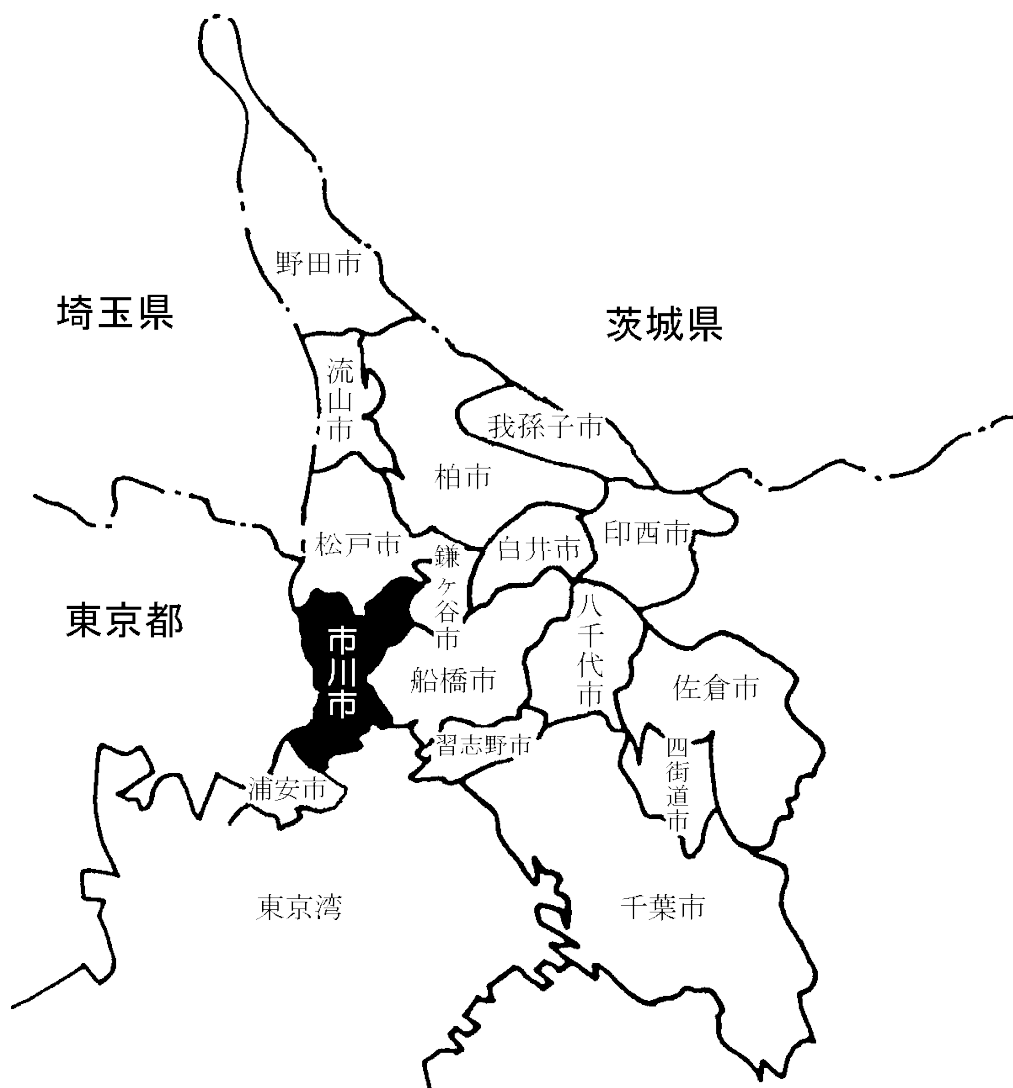
- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可業者車両(ごみ収集車)を除く、市川市民・市内事業者のごみ持込みの受付は、月曜日から土曜日の午後 1 時から午後 4 時までとする。但し、繁忙期として市川市クリーンセンターが指定した日については、この限りではない。
- (2) 休業日は、日曜日・祝日・年末年始とする。年末年始については、原則として「市川市の休日定める条例」第 1 条 (3) によるものとする。

◆ 市勢と廃棄物事業のあゆみ

市川市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と接して東京湾に臨み、西は江戸川を隔てて東京都と隣接しています。

市域は東西が約8km、南北が約13km、面積は56.39km²で、地形は、北部一帯は標高20mを越える台地となっていますが、南部に向かってやや傾斜し、標高2～3mの平坦な低地が広がっています。

都心から20km圏に位置し交通の便が良いことなどから、住宅都市として発展しており、臨海部の埋立地には企業が進出し、京葉工業地帯の一翼を担っています。



人 口	499,383人
世 帯 数	253,408世帯
世帯当り人数	1.97人／世帯
面 積	56.39km ²
人 口 密 度	8,855人／km ²

(令和6年10月1日現在)

年度	区分	内 容
昭和 9年度	その他	・ 市制施行 (11月)
21年度	ごみ	・ 掃除巡視員制度 を設け市内を5地区に分け、塵芥処理、環境衛生業務を実施(6月)
23年度	その他	・ 衛生課発足 (6月)
25年度	ごみ	・ 衛生班7班を編成し「ごみ投入共同箱」及び各家庭へのごみの巡回収集を実施 (4月)
29年度	ごみ	・ 柏井町2丁目に ^{じんかい} 柏井塵芥焼却場 (バッチ式、処理能力18t/日) 完成 (2月)
	し尿	・ 16社の許可業者により、し尿収集運搬開始(7月)
	その他	・ 明治33年制定「汚物掃除法」が廃止され「 清掃法 」が 制定 される(4月) ・ 「 市川市清掃条例 」 制定 (10月)
36年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場(37.5t/日)増設(2月)
	し尿	・ 大野町2丁目地先にし尿貯溜場を設置(11月)
37年度	ごみ	・ 各戸のごみ箱を廃止しポリ容器・紙袋による混合収集方式に改め、市街地は週3回、その他の地域は週2回の 定期収集を開始 (3月) ・ 犬猫死体焼却場を南八幡に設置(3月)
	その他	・ 清掃課発足 (10月)
38年度	し尿	・ 大町地先にし尿貯溜場を設置(7月)
39年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場(50t/日)増設(3月)
	し尿	・ 二俣新町に衛生処理場建設着工(11月)
	その他	・ 部制施行に伴い経済衛生部に所属(4月)
40年度	し尿	・ 清掃第2係を設けし尿汲み取り業者の指揮監督体制を設置(9月) ・ 衛生処理場 竣工 (200kℓ/日) (3月)
42年度	し尿	・ し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け(40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運)、し尿収集を2業者に委託(11月)
	その他	・ 「市川市清掃条例」全面改正(9月)
43年度	し尿	・ 衛生処理場 増設(100kℓ/日) (3月)
	その他	・ 清掃課を清掃第1課、清掃第2課に分離(4月)
44年度	その他	・ 「 空地に係る環境衛生の保全に関する条例 」 制定 (12月)
45年度	ごみ	・ 民間2業者にごみ収集を委託し、駅周辺の早朝収集開始(6月) ・ 清掃法改正により、浄化槽清掃業の許可制開始(12月)
	その他	・ 都市計画ごみ処理場として都市計画決定(12月) ・ 「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」 制定 (12月)
46年度	ごみ	・ 粗大ごみ収集を開始 (年6回) (7月)
	その他	・ 環境衛生部に部名変更(10月) ・ 「 市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 」 制定 (3月)
47年度	ごみ	・ 仮称市川市高谷清掃工場建設工事着工(7月)
	し尿	・ 衛生処理場余剰汚泥処理装置・脱臭装置完成(10月)
	その他	・ 保健衛生部に部名変更(1月)
48年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場閉鎖・操業中止 (12月)

年度	区分	内 容
	し尿	・「市川市汲取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」制定(10月)
49年度	ごみ	・ごみの分別収集一部地区で試行実施(4月) ・粗大ごみ破砕処理施設着工(10月) ・ 西浜清掃工場竣工(450t/日) (12月) ・市全域で燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の分別収集開始(12月)
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付要綱」を制定し、補助金交付開始(4月) ・衛生処理場(100kℓ/日)増設(3月)
	その他	・機構改革により保健衛生部から「清掃部」として独立し、清掃第1課・清掃第2課・清掃第3課・清掃工場・衛生処理場の体制に変更(10月)
50年度	ごみ	・西浜清掃工場粗大ごみ破砕処理施設竣工(60t/5h)(4月) ・粗大ごみ、月1回の集積所収集開始(4月)
	その他	・市民サービスの向上、収集運搬の効率化、近代化を図るため、 財団法人市川市清掃公社設立 (6月) ・市川市清掃公社へのし尿収集運搬業務委託を開始。(6月)
51年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場解体(10月)
	し尿	・衛生処理場前処理設備・汚泥乾燥設備・脱臭設備完成(3月)
52年度	ごみ	・一部の自治(町)会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始
	し尿	・下水道処理区域内での水洗化世帯とし尿収集世帯のサービス面における格差を是正するため、し尿収集運搬手数料の無料化を実施(4月)
53年度	その他	・機構改革により清掃部と環境部が合併し環境清掃部となり、清掃第1課・清掃第3課が清掃事務所に、清掃第2課が清掃管理課に変更(4月)
54年度	その他	・機構改革により清掃事務所・清掃管理課を統廃合し、新たに清掃事務所制をしき、管理課と業務課を設置(5月) ・「土砂等による土地の埋立、盛土並びにたい積に関する指導要綱」施行(9月)
55年度	ごみ	・ 最終処分を茨城県北茨城市内の民間業者に一部委託開始 (5月) ・ 集団資源回収開始 (7月) ・最終処分を民間業者に全量委託開始(1月)
	その他	・「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」制定(10月)
56年度	ごみ	・ 空きビンの月1回集積所収集開始 (集団資源回収地区を除く)(8月)
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付規則」制定(4月)
	その他	・「市川市環境美化条例」制定(7月)
57年度	ごみ	・粗大ごみ戸別収集を申込み制にて一部地区で開始(7月)
	し尿	・浄化槽汚泥処理手数料有料化実施(5月)
58年度	し尿	・「浄化槽法」公布(5月)
59年度	ごみ	・環境汚染を未然に防止するため、 廃乾電池(筒型)を有害ごみとして週1回の分別収集を開始 (4月) ・空きビン収集を月2回に増加(4月)
	その他	・「市川市清掃工場建設基金の設置、管理及び処分に関する条例」制定(3月)
60年度	ごみ	・有害ごみとして蛍光管の分別収集を開始(8月)
61年度	ごみ	・駅前広場周辺の道路等の清掃業務を(財)市川市高齢者福祉事業団に委託開始(4月)

年度	区分	内 容
	その他	・機構改革により清掃部となり、清掃事務所制を廃止し、管理課を清掃管理課、業務課を清掃業務課とし、清掃工場建設準備室を新設（7月）
62年度	ごみ	・燃えないごみ（直営収集分）の中間処理を民間業者に一部委託開始（7月）
63年度	ごみ	・定期収集後の集積所周辺の巡視及び清掃を行うため、巡回清掃業務を民間業者に委託開始（4月）
	その他	・「市川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）」策定（10月）
平成 元年度	ごみ	・不法投棄防止協力員制度を開始（4月） ・空きビン収集地区を3割から4割に拡大。収集回数も月2回から週1回に増加 ・最終処分（全量）の委託先を銚子市内の民間業者に変更（4月）（8月） ・市川市のキャンペーン(タイトル「シェイプアップ市川」“ごみを減らして”)を開始
2年度	ごみ	・集団資源回収参加団体に対して報償金の交付を開始（4月） ・空きビン収集地区を市域の7割地区に拡大すると共に空きカンの回収もビンと併せ週1回実施（4月） ・粗大ごみの中間処理を民間業者に委託開始（4月） ・（仮称）市川市クリーンセンター建設工事着工（9月） ・牛乳パックの回収を公民館・小学校で開始（10月） ・ごみ処理業務のイメージ改革として、ごみ収集車のカラーリングの実施とキャラクター（キラリン・ピカリン）を制作（10月） ・庁内で紙ごみの回収を開始（3月）
	その他	・機構改革によりクリーン推進課を新設し、また、清掃工場建設準備室を清掃工場建設室に変更（7月） ・ごみの発生から処分まで、また、身近にできるごみ対策について、女性の視点から考え、行動し、施策に参加する場として『女性の会』が発足（8月）
3年度	ごみ	・空きビン、空きカン回収を市内全域に拡大（4月） ・ごみ処理業務のイメージ改革として、新デザインのユニホームを着用（4月） ・市内在住者を対象にコンポスト容器購入費補助制度を開始（6月） ・「市川市ごみ減量化・資源化協力店」制度開始（10月）
	その他	・「再生資源の利用促進に関する法律」制定（4月） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（10月）
4年度	し尿	・「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」廃止（4月） ・「市川市生活排水対策推進計画」策定（3月）
	その他	・「一般廃棄物処理手数料」に消費税相当額導入（4月）
5年度	ごみ	・不法投棄防止協力員制度を廃止（4月） ・廃棄物減量等推進員（クリーンパートナー）設置(42名)（7月） ・市川市廃棄物減量等推進審議会の設置（8月） ・新清掃工場（市川市クリーンセンター）仮稼働開始(11月)
	し尿	・「市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」並びに「市川市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」を制定し、補助金交付を開始（4月）
	その他	・「 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例 」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則」 施行 （7月）
6年度	ごみ	・市川市クリーンセンター稼働開始（4月） （焼却施設600 t /日、不燃・大型ごみ破碎施設 75 t /5 h） ・ごみの収集方法の一部変更（プラスチック、ゴム、皮革類等を燃えるごみへ）（4月） ・J R総武線を境に燃えるごみの収集ブロックを2地区に変更（4月）

年度	区分	内 容
		・フロンガス回収（対象は冷蔵庫とエアコン）開始（4月） ・市川市クリーンセンター見学会開始（5月） ・廃棄物減量等推進員10名増員（計52名）（7月） ・大型ごみ戸別収集を市内全域に拡大（10月） ・清潔で、明るく、緑豊かで住むことに愛着のもてるまちの実現に全力を傾けることを誓い、「クリーン・グリーン都市」を宣言（11月） ・旧清掃工場解体取り壊し着工（12月） ・「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」策定（3月）
	し尿	・「一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」策定（10月）
	その他	・清掃工場名称変更と組織替・施設広報係、化学技術係（公害防止の強化）の新設（4月）
7年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員（計62名）（7月） ・旧清掃工場解体取り壊し完了（1月） ・「ごみ処理と資源化処理に係る基本方針」策定（3月）
	その他	・市川市リサイクルプラザの開設（6月） ・都市計画汚物処理場として市川衛生処理場を都市計画決定（11月） ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」施行（12月）
8年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員（計72名）（3月） ・「市川市分別収集計画」策定（10月）
	し尿	・し尿収集運搬手数料有料化を実施（10月）
	その他	・機構改革により清掃工場建設室を廃止し、施設課を新設（4月） ・市川都市計画ごみ焼却場の都市計画変更（12月）
9年度	ごみ	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく、ペットボトル及び紙パックの拠点回収開始（4月） ・廃棄物減量等推進員10名増員（計82名）（7月） ・「市川市一般廃棄物処理施設整備基本計画」策定（3月）
	し尿	・新衛生処理場建設着工（9月）（スクラップアンドビルド方式） ・旧衛生処理場施設の撤去開始（11月）
10年度	ごみ	・指定袋制及び大型ごみ収集有料化を市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問（11月） ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化の答申（1月）
	その他	・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」制定（6月） ・「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」を制定（1月） ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正（3月）（大型ごみ収集有料化に伴う手数料規定の改正）
11年度	ごみ	・剪定枝葉のチップ化開始（4月） ・「第2期市川市分別収集計画」策定（6月） ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化実施（10月） ・市川市リサイクルプラザ不用品有料販売開始（11月）
	し尿	・単独処理浄化槽清掃料金補助金交付廃止（4月） ・新衛生処理場竣工（3月）

年度	区分	内 容
	その他	・機構改革により、清掃部に政策調整担当を設置し、クリーン推進課をリサイクル推進課へ改称（4月）
		・市川市クリーンセンター「ISO14001認証取得に向けて」の宣言（4月） ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」一部改正（5月） ・市川市クリーンセンターISO14001の認証を取得（2月）
12年度	ごみ	・電気式生ごみ処理機購入費補助制度を開始（5月） ・市川市リサイクルプラザにリサイクルガラス工芸教室を開設（6月） ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事着工（9月） ・事業系ごみの減量と適正処理について啓発リーフレットを市内12,000の事業所へ送付（11月）
	し尿	・新衛生処理場供用開始（4月） ・「合併処理浄化槽清掃料金補助金」及び「合併処理浄化槽維持管理費補助金」交付廃止（4月）
	その他	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」完全施行（4月） ・「循環型社会形成推進基本法」完全施行（1月）。併せて、廃棄物処理法の改正等の個別法律も整備（5-6月）
13年度	ごみ	・特定家庭用機器再商品化法対象品目（ブラウン管式テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン）の市受入廃止（4月） ・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事着工（6月） ・「ごみ処理・リサイクルに関する市民意識調査」実施（7月） ・廃棄物減量等推進員を公募。循環型社会へ対応すべく、呼称をクリーンパートナーからじゅんかんパートナーへ変更（市内14地区81名） ・一般廃棄物処理基本計画を市民参加で策定する「循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）」設置（8月） ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事完成（9月） ・プラスチック製容器包装類のモデル回収開始（10月） ・買物袋持参運動をモデル地区で開始（10月）
	その他	・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」施行（4月） ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行（4月）（5月） ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」施行 ・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）策定（ごみ処理編・生活排水処理編）（3月） ・市役所本庁舎ほか18施設でISO14001の認証を取得（3月）
14年度	ごみ	・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事完成（4月） ・「第3期市川市分別収集計画」策定（6月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区139名）（7月） ・市川市清掃公社「じゅんかん堆肥」を販売開始（1袋40リットル型）（8月） ・焼却量の削減、資源化率の向上を目指した「資源物とごみの12分別収集」を全市域で開始（10月） ・市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針を公表（12月）
	し尿	・「市川市生活排水対策推進計画」（二次計画）を策定（3月）

年度	区分	内 容
	その他	・ 廃棄物処理を環境行政の一環として推進していくため、環境部と清掃部を「環境清掃部」に組織改正。清掃管理課を環境衛生課として、衛生処理場を合併。清掃施設課をリサイクル推進課に統合（4月） ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」施行(5月) ・ 市川市クリーンセンター I S O 14001更新審査（2月）
15年度	ごみ	・ リサイクルプラザの展示販売品をホームページ掲載（4月） ・ 買物袋持参運動推進検討会発足（7月） ・ ひとり暮らしの高齢者、障害者等を対象に「大型ごみ」のサポート収集を開始(7月) ・ 循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布（11月） ・ リサイクルショップ「あある」閉館（3月）
	その他	・ 「市川市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」一部改正（6月） ・ 「資源有効利用促進法」に基づきメーカー等による家庭用使用済みパソコンの回収・リサイクル開始（10月） ・ 「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施行条例規則」一部改正（12月） ・ 「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」並びに「空地に係る環境衛生の保全に関する施行規則」一部改正（12月）
16年度	ごみ	・ 特定家庭用機器再商品化法対象品目（冷凍庫）の追加に伴い、市受入廃止(4月) ・ 市外複数の民間最終処分場への処分委託を開始 ・ 市川市クリーンセンターの搬入手数料を変更：189円／10kg（4月） ・ 廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区149名）（7月） ・ 市民、事業者等による「マイバック運動推進会」発足（7月） ・ 市川市クリーンセンターに搬入される燃やさないごみ及び大型ごみの手選別開始 ・ じゅんかん堆肥の1袋15リットル型販売開始（10月）（10月） ・ 従来の小・中学生用副読本を循環型社会の構築の視点から見直して配布（3月）
	し尿	・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助事業を開始（4月）
	その他	・ 機構改革により環境衛生課を廃止、清掃事業課に統合（4月） ・ 組織改革により清掃事業課の事業系ごみを、新設した廃棄物対策課へ（4月） ・ 組織改革により衛生処理場をクリーンセンターに統合（4月） ・ 二輪車リサイクルシステム（業界による自主的取り組み）開始（10月） ・ 「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」完全施行（1月） ・ 京都議定書発効（2月）
17年度	ごみ	・ 早朝収集を開始（4月） ・ 第4期「市川市分別収集計画」策定（6月） ・ アスベスト含有家庭用品廃棄物の分別収集を開始（10月） ・ リサイクルプラザで販売家具等の有料配送を開始（10月）
	その他	・ 「ゼロエミッションフォーラム・イン・いちかわ2005」を開催（8月） ・ 市川市クリーンセンター I S O 14001第2回更新審査（2月）
18年度	ごみ	・ パーソナルコンピュータ及び原付バイクの市受入廃止（4月）

年度	区分	内 容
		・市川市リサイクルプラザ内に資源じゅんかん政策課分室を設置（4月） ・燃やさないごみ、有害ごみ収集車をアスベスト飛散対策車に変更（6月） ・容器包装リサイクル法の一部改正（6月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区259名）（7月） ・事業系ごみ(一般廃棄物)実態アンケート調査実施（市内6,000事業所）（2月）
	その他	・リサイクル推進課を資源じゅんかん政策課へ名称変更（4月）
19年度	ごみ	・学校給食残渣等を対象とした生ごみ資源化モデル事業の実施（4月） ・「第5期市川市分別収集計画」策定（6月） ・余熱利用施設（クリーンスパ市川）オープン（9月）
	その他	・循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で環境清掃部清掃ホームページ「ごみとリサイクル」を全面改訂し公開（4月） ・環境省が「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定（6月） ・環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画を策定（3月）
20年度	ごみ	・eモニターによる「ごみの処理とリサイクルに関するアンケート」を実施（6月） ・家庭ごみの収集運搬を入札により長期継続契約（3年間）で委託（10月） ・燃やすごみの特別収集（ハッピーマンデー収集）を開始（10月）
	し尿	・合併処理浄化槽の設置補助の対象を高度処理型のものに限定（4月）
	その他	・組織改革により資源じゅんかん政策担当を循環型社会推進担当へ名称変更（4月） ・組織改革により清掃事業課の環境衛生を自然環境課へ（4月）
21年度	ごみ	・特定家庭用機器再商品化法対象機器（液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機）の追加に伴い、市受入廃止（4月） ・市、(社)市川市医師会、(社)市川市歯科医師会、(社)市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で、在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定を締結（11月） ・ビン、カンの中間処理を民間業者に委託（2月）
	その他	・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）改定 ごみ処理編（9月）生活排水処理編（3月）
22年度	ごみ	・「第6期市川市分別収集計画」策定（6月） ・雑がみ回収モデル事業を一部地域で実施（9,10月） ・市川市クリーンセンターの延命化工事を開始（9月） ・市川市クリーンセンターがISO14001の認証登録を返上（2月）
	その他	・組織改革により自然環境課を廃止、環境衛生を環境保全課へ（4月）
23年度	ごみ	・旭市の災害廃棄物を受け入れ（8月） ・市川市クリーンセンターの搬入手数料を変更：210円/10kg（10月） ・家庭ごみの収集運搬を入札により長期継続契約（5年間）で委託（2月） ・燃やさないごみ、有害ごみの収集車をパッカー車から平ボディ車へ変更（2月） ・家庭ごみの収集曜日を一部変更（2月）
	し尿	・合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を、単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの転換設置のみとした（4月）

年度	区分	内 容
	その他	・組織改革により課名を清掃施設担当から清掃施設課に変更（4月） ・東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で、じゅんかん堆肥の製造を停止 ・市川市リサイクルプラザが移転のためJR総武線高架下での運営を終了、循環型社会推進課分室を廃止（3月） ・電動式生ごみ処理機購入費補助制度の廃止（3月）
24年度	ごみ	・市川市クリーンセンターの電気供給を新電力会社（PPS）より購入（8月）
	その他	・市川市リサイクルプラザを南八幡分庁舎に移転（4月） ・組織改革により廃棄物対策課を廃止、循環型社会推進課と統合（4月）
25年度	ごみ	・「第7期市川市分別収集計画」策定（6月） ・小型家電の拠点回収を開始（11月） ・市川市クリーンセンター延命化工事完成（3月）
	し尿	・衛生処理場に新型脱水機を導入し、クリーンセンターでの脱水汚泥の焼却を開始（3月）
26年度	ごみ	・市川市クリーンセンターの余剰電力を新電力会社（PPS）へ売却（4月）
	し尿	・習志野市とし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する基本協定を締結（3月）
	その他	・組織改革により清掃施設課を廃止、クリーンセンターと統合（4月） ・市川市リサイクルプラザを閉館（3月）
27年度	ごみ	・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）改定 ごみ処理編（5月） ・「次期クリーンセンター施設整備基本構想」を策定（1月）
	し尿	・習志野市域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を衛生処理場で開始（4月）
	その他	・組織改革により清掃施設計画課を新設（4月） ・（公財）市川市清掃公社が「リサイクルプラザ市川」を開設（4月）
28年度	ごみ	・「第8期市川市分別収集計画」策定（6月） ・「次期クリーンセンター施設整備基本計画」を策定（3月） ・スマートフォン用「ごみ分別アプリ」の運用開始（10月） ・「資源物とごみの分け方・出し方リーフレット」を市民に全戸配布（1-3月）
	その他	・土砂等による土砂の埋立て、盛土及び堆積事業の許可及び指導監督に関することについて、環境部 環境保全課へ（4月）
29年度	ごみ	・燃やすごみの収集回数を週3回から週2回へ、燃やさないごみ・有害ごみ、ビン・カンの収集回数を週1回から月2回へ変更（4月） ・家庭ごみの収集運搬を清掃業協同組合及び資源回収協同組合へ一括契約で委託（4月） ・「市川市清掃業・資源回収協同組合ごみ収集コールセンター」を設置（4月） ・生ごみの堆肥化容器購入費補助制度の対象にミニ・キューロを追加（8月）
30年度	ごみ	・「市川市災害廃棄物処理基本計画」策定（11月） ・小型家電の拠点回収対象品目にノート型パソコンを追加（9月）
	し尿	・市川市衛生処理場の運営を、直営方式から長期責任包括運営委託方式に移行（4月）
	その他	・「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス

年度	区分	内 容
		被害の防止等に関する条例」施行（1月） ・ 市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）改定 生活排水処理編（3月）
令和 元年度	ごみ	・ 「第9期市川市分別収集計画」策定(6月) ・ 燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カンの収集回数の変更（7月） ・ 剪定枝の分別収集を開始（7月） ・ 松戸市と家庭系一般廃棄物の処理に関する協定を締結（7月） ・ 山武郡市環境衛生組合の災害廃棄物（可燃物）を受入（9月） ・ 鋸南地区環境衛生組合の災害廃棄物（可燃物）を受入（9月） ・ 南房総市の災害廃棄物（可燃物）を受入（9月） ・ 鋸南町の災害廃棄物（可燃物）を受入（9月～12月） ・ 大型ごみのインターネット受付及び処理手数料のキャッシュレス決済を開始（10月） ・ 富津市の災害廃棄物（可燃物）を受入（10月～12月） ・ 館山市の災害廃棄物（可燃物）を受入（10月～1月） ・ 長生郡市広域市町村圏組合の災害廃棄物（可燃物）を受入（11月～2月）
	その他	・ 組織改革により清掃部を環境部に統合。環境政策課と自然環境課を廃止、生活環境整備課を新設。課名を環境保全課から生活環境保全課に、清掃施設計画課から新クリーンセンター建設準備課に変更。各課の所管業務の見直しを実施。（4月）
2年度	ごみ	・ 燃やすごみの臨時収集を実施（6月） ・ 要介護者、障がい者等を対象に「ごみ出し支援」を開始（6月）
	その他	・ 新クリーンセンター建設準備課から環境エネルギー施設整備課に変更（4月）
3年度	し尿	・ 衛生処理場での習志野市域から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を終了(3月)
4年度	ごみ	・ 「第10期市川市分別収集計画」策定(6月) ・ 市川市クリーンセンター余熱利用施設のPFI（BOT）方式による事業が終了。指定管理者制度による管理が開始（10月～）
	その他	・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）施行（4月）
5年度	ごみ	・ 市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）改定 ごみ処理編（4月） ・ 浦安市の不燃ごみ、粗大ごみを災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定に基づき、受入開始（5月～令和6年10月） ・ クリーンセンターの焼却炉稼働停止に伴い、可燃ごみを近隣自治体や民間企業に搬出し処理を委託（10月～11月）。
	その他	・ 組織改革により課名を循環型社会推進課から総合環境課、生活環境整備課から自然環境課、環境エネルギー施設整備課からクリーンセンター建設課に変更。各課の所管業務の見直しを実施。（4月）
6年度	ごみ	・ 小型充電式電池類の分別収集を開始(4月)

◆ 環境部の組織

令和7年4月1日現在

○組織・人員 131人 (162人)

※ () 内は再任用職員を含めた人数

部長	1	
次長	1	
総合環境課	20 (20)	課長 1
		計画管理グループ 7 (7)
		推進グループ 7 (7)
		廃棄物計画グループ 5 (5)
自然環境課	15 (18)	課長 1
		自然共生グループ 7 (7)
		行徳野鳥観察舎 1 (3)
		動物愛護グループ 5 (5)
		地域猫活動支援拠点運営グループ 1 (2)
生活環境保全課	19 (20)	課長 1
		水質・土壌グループ 10 (10)
		大気・騒音・振動グループ 8 (9)
清掃事業課	30 (41)	課長 1
		資源化減量啓発グループ 9 (10)
		収集グループ 20 (30)
クリーンセンター建設課	9 (9)	課長 1
		建設グループ 8 (8)
クリーンセンター	36 (52)	所長 1
		副参事 1
		管理グループ 7 (9)
		設備技術グループ 7 (7)
		破砕プラントグループ 9 (15)
		焼却プラントグループ 11 (19)

令和7年4月1日現在

○事務分掌

総合環境課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 環境審議会に関すること。
- (4) 環境調整会議に関すること。
- (5) 市の施設に係る環境マネジメントシステムに関すること。
- (6) 地球温暖化対策実行計画に関すること。
- (7) 生物多様性いちかわ戦略に関すること。
- (8) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関すること。
- (10) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (11) 公益財団法人市川市清掃公社との連絡に関すること。
- (12) ごみの減量及び資源化に関すること。
- (13) 再生可能エネルギーに関すること。
- (14) 環境啓発及び環境学習（廃棄物に係るものを除く。）に関すること。
- (15) 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例（令和5年条例第13号）の推進に関すること。
- (16) 環境部の所管に係る事務事業の連絡及び調整に関すること。
- (17) 部内他の課の所掌に属しない事項に関すること。

自然環境課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 自然環境の保全及び再生に関すること。
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく登録、許可等及び野生生物の対策に関すること。
- (4) 緑に係る啓発及び協働の推進に関すること。
- (5) 行徳鳥獣保護区に係る県との連絡調整に関すること。
- (6) 行徳野鳥観察舎に関すること。
- (7) 森林環境譲与税基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。
- (8) 狂犬病予防に関すること。
- (9) 家庭動物の適正飼養等の啓発等に関すること。
- (10) ドッグランに関すること。
- (11) 犬猫いのちの基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。

生活環境保全課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 環境の監視、測定、指導及び規制に関すること。
- (3) 環境保全協定の締結に関すること。
- (4) 公害防止に係る助成に関すること。
- (5) 公害に係る苦情の処理に関すること。
- (6) 公害に係る特定施設等の届出に関すること。
- (7) アスベスト対策に関すること。
- (8) 環境の調査及び研究に関すること。
- (9) 第2号から前号までに掲げるもののほか、公害防止に関すること。
- (10) 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積事業の許可及び指導監督に関すること。

- (11) 生活排水対策に関すること。
- (12) 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道等に関すること。
- (13) ねずみ族及び衛生害虫対策に関すること。

清掃事業課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) ごみ及び資源物の収集運搬及びその受託業者の指導監督に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (4) 事業系一般廃棄物の適正処理の指導に関すること。
- (5) 産業廃棄物の処理に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) ごみの集積場所等に関すること。
- (7) 廃棄物の不法投棄及び不適正排出に関すること。
- (8) 廃棄物減量等推進員に関すること。
- (9) 犬、猫その他の動物の死体の収集運搬に関すること。
- (10) し尿の収集運搬に関すること。
- (11) 空地の雑草除去に関すること。
- (12) 環境啓発及び環境学習（廃棄物に係るものに限る。）に関すること。

クリーンセンター建設課

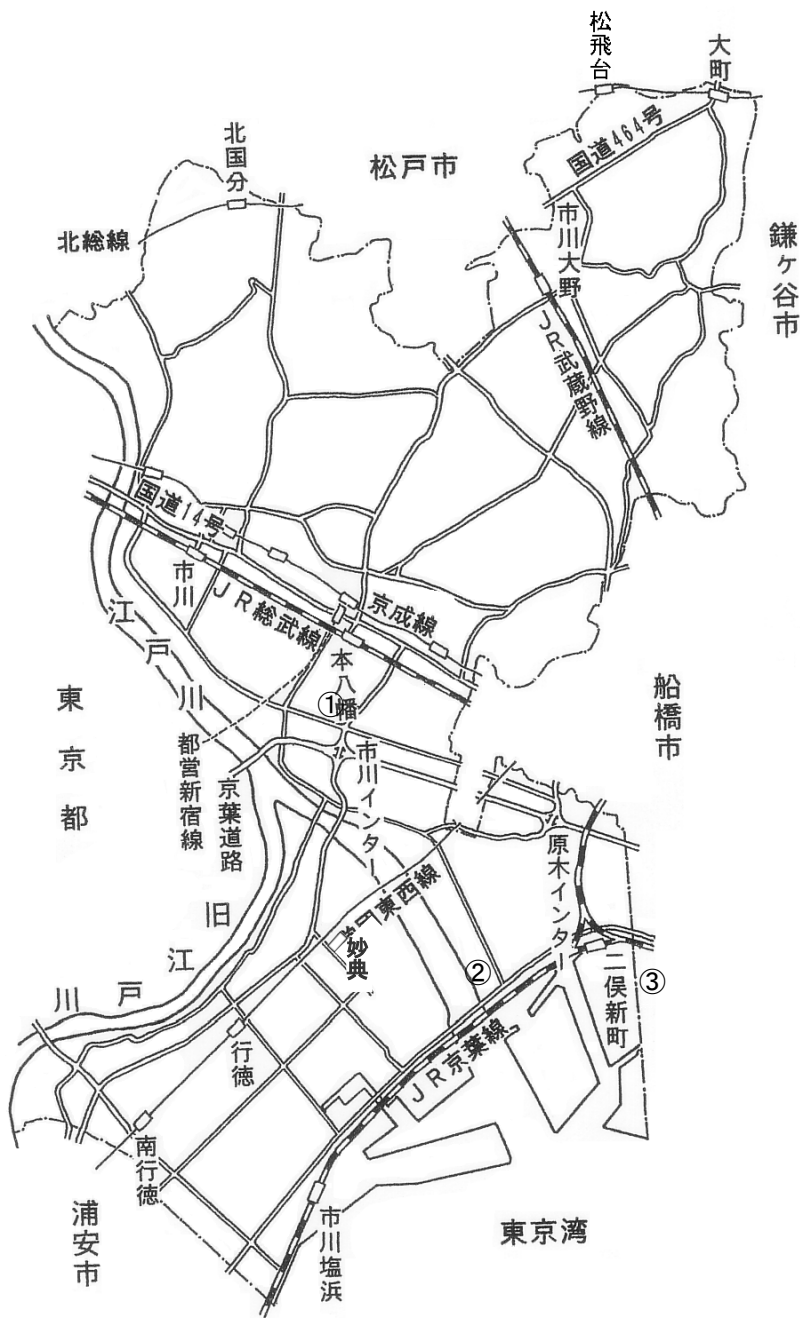
- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設等の計画及び調整に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設等の建設等に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設建設等基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。

クリーンセンター

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 資源物の中間処理に係る受託業者の指導監督に関すること。
- (3) センターの見学者への広報啓発に関すること。
- (4) ごみの計量及び搬入調整に関すること。
- (5) 焼却炉、破砕機及び犬猫死体焼却炉の運転業務に関すること。
- (6) 発電及び電気の供給に関すること。
- (7) 電気、機械設備等の保守点検に関すること。
- (8) 焼却残さ等の処分に関すること。
- (9) 衛生処理場に関すること。
- (10) センターの維持管理に関すること。
- (11) 余熱利用施設に関すること。

- ・浄化槽に関すること（浄化槽清掃業の許可及び清掃業者の指導監督）については、下水道部 河川・下水道管理課が担当。

○施設配置



令和7年4月1日現在

	課名・施設名	所在地	電話番号
①	総合環境課	南八幡2-20-2（市役所第2庁舎）	047(712)6305
	自然環境課		047(712)6307
	生活環境保全課		047(712)6310
	河川・下水道管理課		047(712)6358
②	清掃事業課	田尻1003番地	047(712)6301
	クリーンセンター建設課		047(328)5374
	クリーンセンター		047(328)2326
③	衛生処理場	二俣新町15番地	047(327)0288



キラリン・ピカリン

魔法のほうきで、困難なごみ処理問題を一掃したいとの願いを込めた市川市の清掃キャラクターです。

ごみ処理の「暗い」「汚い」といったマイナスのイメージを、「清潔」「明るい」「親しみやすい」ものに変えて、ごみ問題をより身近に感じてもらえるようにと、平成2年に作成しました。

〒272-0023 市川市南八幡2丁目20番2号
(市川市役所第2庁舎)
市川市 環境部 総合環境課

TEL: 047 (712) 6305

FAX: 047 (712) 6320